

日進市自治基本条例

検証関係課一覧

= 今回検証条文

章	項目	条文	関係課			
前文	前文		企画政策課	市民協働課		
第1章 総則	(目的)	第1条	企画政策課			
	(条例の位置づけ)	第2条	企画政策課	総務課		
	(定義)	第3条	第1号	企画政策課	市民協働課	
			第2号			
			第3号			
第4号						
第2章 自治の基本原則	(自治の基本原則)	第4条	第1号	市民協働課	地域福祉課	
			第2号			
			第3号	企画政策課		
			第4号	市民協働課		
			第5号	企画政策課		
			第6号	市民協働課		
			第7号	秘書広報課		
第3章 市民の権利	(個人の尊厳)	第5条	市民協働課	地域福祉課		
	(平和的生存権)	第6条	危機管理課	生活安全課		
	(環境権)	第7条	環境課			
	(知る権利)	第8条	総務課			
	(個人情報の保護)	第9条	総務課			
	(権利の尊重)	第10条	市民協働課 生活安全課	地域福祉課 環境課	危機管理課 総務課	
第4章 市民、市議会 及び市長等の 役割と責務	(市民の役割と責務)	第11条	第1項	環境課		
			第2項	秘書広報課	市民協働課	
			第3項	財政課	税務課 収納課	
	(市議会の役割と責務)	第12条	第1項	議会 (議事課)		
			第2項			
	(市長の役割と責務)	第13条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項		人事課	
(市職員の役割と責務)	第14条	第1項	人事課			
		第2項				
第5章 参加と協働	(市民参加)	第15条	第1項	市民協働課		
			第2項	子育て支援課		
			第3項			
			第4項		市民協働課	
			第5項			
	(市民自治活動)	第16条	第1項	市民協働課		
			第2項			
			第3項			
			第4項		地域福祉課	生涯学習課
			第5項			
	(連携)	第17条	第1項	市民協働課		
第2項			企画政策課	市民協働課		

章	項目	条文	関係課			
第6章 市政の組織 及び運営	(柔軟な組織の形成)	第18条	企画政策課			
	(市民本位の市政運営)	第19条	秘書広報課	企画政策課		
	(計画的な市政運営)	第20条	企画政策課			
	(開かれた市政運営)	第21条	第1項	総務課		
			第2項			
	(個人情報の適切な取扱い)	第22条	第1項	総務課		
			第2項			
	(適切な行政手続)	第23条	第1項	総務課		
			第2項			
	(財政)	第24条	第1項	財政課		
第2項						
第3項						
(行政評価)	第25条	第1項	企画政策課			
		第2項				
第7章 住民投票	(住民投票)	第26条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項			
			第4項			
第8章 条例の遵守等	(条例の遵守)	第27条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項			
	(条例の見直し)	第28条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項			
(委任)	第29条	企画政策課				

日進市自治基本条例検証シート

第1条（目的）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第1条</p> <p>この条例は、日進市における自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、市民、市議会及び市の執行機関が一体となって市民主体の自治の実現を図ることを目的とします。</p>
解説	<p>この条例は、前文に掲げた自治の基本理念（自分たちのまちは自分たちの手で築いていこうとする「市民主体の自治」の精神）を明らかにし、自治（公共）を担う主体（市民、市議会、市長を含む市の執行機関）の役割と責務、参加と協働による自治の推進、市政運営の基本的な考えや仕組み（総合計画、情報公開、行政評価、住民投票等）などを定めることにより、「市民主体の自治」の実現を図ることを目的としています。</p> <p>※「市の執行機関」とは 地方自治法に規定する「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」を指しています。</p>

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成19年度～	・自治推進委員会の開催
平成20年度～	・市民意識調査にて認知度を確認（毎回）
平成26年度	・自治基本条例に関する講演会を市民会館にて開催
平成27年度	・自治基本条例周知啓発チラシ作成、市イベント参加者及び小中学生に配布
平成27年度～	・広報にしん10月号に特集記事掲載
平成28年度～	・新規採用職員向け説明会にて策定経緯や理念等を説明
平成29年度	・施行10周年記念自治基本条例4コママンガ作成及び広報にしん連載 ・パンフレット「4コママンガでわかる日進市自治基本条例」作成 ・にしんテレビ特集番組放映 ・市民まつりにて啓発ブース出展、アンケート記入者へ啓発グッズを配布 ・企画展「10年の歩み展」開催
平成30年度	・パンフレット「4コママンガでわかる日進市自治基本条例」の転入者への配布開始 ・図書館及びスポーツセンターにて4コママンガ展示 ・係長級職資格試験の学科試験出題範囲へ追加

3 現状と問題点

- 自治基本条例の制定を受けて平成19年度に自治推進委員会を設置し、条例の理念である市民主体の自治を実現するため、諮問に応じて調査・審議をしています。
- 自治推進委員会の初期は、主に委任条例の策定状況について審議を進めてきましたが、委任条例がすべて整ったことに加え、本条例の認知度の下降が続いたこともあり、近年は市民への浸透を目指して周知啓発の取組に力を入れています。
- 市民意識調査結果では、年々自治基本条例の認知度が下がっていましたが、施行10周年記念の取組もあり、直近の調査では向上しました。（H20：21.3%→H23：10.1%→H26：6.4%→H28：5.5%→H30：7.6%）

4 今後の方向性

- 引き続き、自治基本条例の認知度の向上及び理念の浸透を目指し、効果的な取組を行っていきます。
- 自治推進委員会での審議を踏まえて、条例の目的である市民主体の自治の実現に向けた市政運営に努めていきます。

日進市自治基本条例検証シート

第2条（条例の位置づけ）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第2条 この条例は、日進市が定める最高の規範です。日進市における他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。
解説	この条例は日進市の最高規範として位置づけられるため、他の条例や規則等の内容がこの条例に定められた自治の基本理念とその基本事項に沿っていることを求めています。

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）【第1条再掲】

時 期	内 容
平成19年度～	・自治推進委員会の開催
平成20年度～	・市民意識調査にて認知度を確認（毎回）
平成26年度	・自治基本条例に関する講演会を市民会館にて開催
平成27年度	・自治基本条例周知啓発チラシ作成、市イベント参加者及び小中学生に配布
平成27年度～	・広報にしん10月号に特集記事掲載
平成28年度～	・新規採用職員向け説明会にて策定経緯や理念等を説明
平成29年度	・施行10周年記念自治基本条例4コママンガ作成及び広報にしん連載 ・パンフレット「4コママンガでわかる日進市自治基本条例」作成 ・にしんテレビ特集番組放映 ・市民まつりにて啓発ブース出展、アンケート記入者へ啓発グッズを配布 ・企画展「10年の歩み展」開催
平成30年度	・パンフレット「4コママンガでわかる日進市自治基本条例」の転入者への配布開始 ・図書館及びスポーツセンターにて4コママンガ展示 ・係長級職資格試験の学科試験出題範囲へ追加

3 現状と問題点

- 自治基本条例の制定を受けて平成19年度に自治推進委員会を設置し、条例の理念である市民主体の自治を実現するため、諮問に応じて審議をしています。【第1条再掲】
- 平成26年度から毎年度、広報にしんに特集記事を掲載し、本条例が最高規範であることや条文の基本理念等について市民へ周知しています。
- 市の新規採用職員へ説明会において自治基本条例の位置づけや目的等を説明していますが、入庁から10年以上経過した中堅職員へもさらに浸透を図っていく必要があると考え、今年度、係長級職資格試験の出題範囲に自治基本条例を追加しました。

4 今後の方向性

- 引き続き、自治基本条例が最高規範として市政や地域の自治にその理念が行き渡るよう、職員や市民に向けて周知啓発を行っていきます。

総務課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
施行前～	法規審査会の実施
施行前～（随時）	例規案の外部委託
施行前～	職員への法制執務研修を実施

3 現状と問題点

- 毎月法規審査会を開催し、条例・規則等の制定改廃にかかる審査を行っています。また、新規条例の制定時等には、必要に応じ、例規審査の外部委託も活用しています。これらのチェック体制により、例規誤り等の法制執務上の大きな問題は発生していません。
- 例規審査に当たっては、市民参加（第 15 条）、適切な行政手続（第 23 条）、財政（第 24 条）、行政評価（第 25 条）を始め自治基本条例に定める各規定に則ったものかという視点での審議を行っています。

4 今後の方向性

- 今後も、上記取組を継続し、研修等を通して職員の法制執務能力の向上を目指すとともに、自治基本条例の理念に則って審査を行っていきます。

日進市自治基本条例検証シート

第3条（定義）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第3条 この条例において用いる用語の定義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。</p> <p>(2) 協働 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。</p> <p>(3) コミュニティ 住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。</p> <p>(4) 市民自治活動 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。</p>
解説	<p>この条例で使われる用語のうち、意味を共有しておきたい基本的なものについて定義をしています。</p> <p>「市民」は、日進市に住んでいる「住民」に限らず、市内で働く人、学ぶ人、活動する人などを含めた広い意味としています。日進市内では数多くの学生が学んでおり、また市民活動も盛んです。このように日進市のまちづくりに関わる人たちを幅広く「市民」ととらえ、日進市の自治を担う主体として表現しています。</p> <p>「協働」は、「市民参加」とともに自治を考える上で大切な用語です。市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割・機能・特性を活かし、相互協力・相互支援・共同という形態で連携し、課題に取り組むことをいいます。第2章（自治の基本原則）として規定するとともに、第5章（参加と協働）でも表現しています。</p> <p>「コミュニティ」は、一般的には「地域社会」、「共同体」という意味で使われますが、この条例では地縁で結びついて活動を行う集団と、福祉や環境などといった分野（テーマ）で結びついて活動を行う集団の両方を含めています。</p> <p>「市民自治活動」は、団体、個人を問わず、市民の自主的な公益的活動を指しています。</p>

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成20年度～	・NPO公募提案型委託事業募集（委託）の実施
平成21年度～	・NPO公募提案型（テーマ提示型）事業募集（委託）に変更（～平成29年度） ・日進市市民自治活動推進補助金募集 ・大学との連携協力協定締結を開始
平成23年度～	・にぎわい交流館指定管理制度による管理導入（指定期間3年間）
平成24年度	・市民参加及び市民自治活動条例施行
平成26年度～	・にぎわい交流館指定管理の第2期開始（指定期間5年間） ・にしん市民活動祭開催（～平成27年度） ・提案型大学連携協働事業募集（委託）
平成27年度	・日進市市民自治活動推進補助金要綱改正
平成28年度～	・にしんわいわいフェスティバル開催 ・市長・区長座談会開催 ・市長と市民団体等との団体交流会開催
平成29年度～	・地域支援職員の配置（区長の補助等）
平成30年度～	・日進市ESD推進「課題解決型」企業等連携プロジェクト募集開始

3 現状と問題点

<ul style="list-style-type: none"> ● 委任条例として制定した市民参加及び市民自治活動条例では、「市民」「協働」「コミュニティ」「市民自治活動」に定義について自治基本条例第3条の規定を引用しています。 ● 附属機関の市民委員や講座等の参加者の募集において、対象を在住者に限らず、自治基本条例上の「市民」の定義にもとづいて、原則実施しています。 ● 「協働」の定義については、イベント、補助事業等を通じて、多くの市民に浸透しつつあります。 ● 「コミュニティ」の定義には、地縁型・テーマ型の大きく2つの種類がありますが、それぞれの利点や役割について、広く市民に理解してもらう必要があると思われます。 ● 「市民自治活動」については、多くの市民がその活動を行っているにも関わらず、言葉や定義を知らない市民が多いと感じています。 <ul style="list-style-type: none"> <市民まつりアンケートより（抜粋）> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のお祭り・運動会の参加経験 76.4% ・防災訓練への参加経験 44.2% ・地域清掃・花壇への花植えの参加経験 33.5% ・これらが市民自治活動だと知らなかった人 48.3%
--

4 今後の方向性

- 用語の定義が市民の間に定着するためには、市民が実際に活動を行い、実感を伴って理解することが重要であると考えます。そのため、イベントの開催や補助事業・協働事業等を通じて、引き続き市民自治活動を支援していきます。また、にぎわい交流館が「市民自治活動」の拠点として効果的に機能するよう、指定管理者による柔軟な運営を行っていきます。
- 広報にっしん特集記事やにぎわい交流館機関紙発行（いずれも年2回）等の機会を通じて、市民の身近な言葉となるよう周知を図っていきます。

日進市自治基本条例検証シート

第4条（自治の基本原則）第1号

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第4条 市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。 (1) 平等な社会 市民、市議会及び市の執行機関は、人権が尊重され、公正、公平かつ平等な社会の実現に努めます。
解説	この条例の目的である「市民主体の自治」を実現するために、本条例の全体に通じる基本的な原則を掲げています。 自治の前提として、人権が尊重される「平等な社会」をめざすことを表明しています。

市民協働課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
施行前～	・ 人権相談、女性悩みごと相談
平成17年度～	・ 人権に関する市民向け講演会
平成23年度～	・ 人権擁護委員による人権教室の小学校開催
平成23年度～	・ 人権講演会の中学校開催
平成27年度	・ 日進市人権連絡会の開催
平成30年度～	・ DV・性暴力被害相談 ・ 人権・男女共同参画教育研究事業

3 現状と問題点

- 市内の小中学校と連携し、名古屋法務局主催の人権に関する作文コンテスト及び書道やポスター等の作品コンクールへ参加し、各校から多くの作品が応募されています。
- 中学校で児童や生徒が理解しやすい「いじめ」についてなどの内容で人権講演会を実施しています。
- 小学校で人権擁護委員による人権教室を実施し、「いじめ」や「SNSについて」の講座を実施しています。
- 人権に関する市民向け講演会、人権擁護委員による人権教室の小学校開催、人権講演会の中学校開催については、年度によって会場や対象校を変えながら継続して行っています。
- 人権擁護委員による「人権相談」を実施し、人権侵害に関する様々な案件に対し助言を行ってきました。しかし、人権問題として考えられる内容は幅広く、自分が抱える問題が人権問題なのかどうかの判断がしにくいいため被害者が相談窓口に繋がりにくい状況にあると思われま
- 性（男女平等・性の多様性）による差別が人権問題であるという認識が社会的に薄く、理解の促進が必要と思われま
- 本市の人権に関する活動の推進は、人権擁護委員の活動と一体的に取り組んでいますが、委員は法務大臣が委嘱する民間ボランティアのため、名古屋法務局・人権擁護委員名古屋協議会の業務が多忙になれば、本市域内での活動を縮小せざるをえない状況があります。

4 今後の方向性

- 人権に関する市民向け講演会、人権擁護委員による人権教室の小学校開催、人権講演会の中学校開催を今後も行い、様々な人権問題をわかりやすく啓発し、意識改革を図ります。
- 小中学生への人権啓発の一環として、引き続き「人権・男女共同参画教育研究事業」を実施します。年間を通じて各校及び各地域に即した関連授業（事業）を実施することで、男女平等・共同参画について、小児期からの理解促進に努めます。

日進市自治基本条例検証シート

第4条（自治の基本原則）第2号

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第4条</p> <p>市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。</p> <p>(2) 市民主体の自治の推進 市民は、自治の担い手として、それぞれの個性や能力を発揮し、自覚と責任を持ってお互いを尊重し支えあいながら、市民主体の自治を推進します。</p>
解説	<p>この条例の目的である「市民主体の自治」を実現するために、本条例の全体に通じる基本的な原則を掲げています。</p> <p>「市民主体の自治の推進」は、市民が自治の担い手として、主体的に自治を推進することを表明しています。日本国憲法第92条の「地方自治の本旨」における住民自治の拡充を表現しています。</p>

市民協働課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）【第3条再掲】

時 期	内 容
平成20年度～	・NPO公募提案型委託事業募集（委託）の実施
平成21年度～	・NPO公募提案型（テーマ提示型）事業募集（委託）に変更（～平成29年度） ・日進市市民自治活動推進補助金募集 ・大学との連携協力協定締結を開始
平成23年度～	・にぎわい交流館指定管理制度による管理導入（指定期間3年間）
平成24年度	・市民参加及び市民自治活動条例施行
平成26年度～	・にぎわい交流館指定管理第2期開始（指定期間5年間） ・にしん市民活動祭開催（～平成27年度） ・提案型大学連携協働事業募集（委託）
平成27年度	・日進市市民自治活動推進補助金要綱改正
平成28年度～	・にしんわいわいフェスティバル開催 ・市長・区長座談会開催 ・市長と市民団体等との団体交流会開催
平成29年度～	・地域支援職員の配置（区長の補助等）
平成30年度～	・日進市ESD推進「課題解決型」企業等連携プロジェクト募集開始

3 現状と問題点

- にぎわい交流館の登録団体数や「にしんわいわいフェスティバル」の参加団体は年々増加しており、市民のまちづくりへの参加は進んでいます。自治の主たる担い手として地域の課題解決に取り組む市民活動団体は限られています。

4 今後の方向性

- 市民主体の自治の実現、協働によるまちづくりを象徴するイベント「にしんわいわいフェスティバル」の開催において、市民活動団体による開催実行委員会を支援し、イベントの企画運営を通して団体間の連携や組織力の強化を図ります。
- イベントの開催や補助事業・協働事業等を通じて、引き続き市民自治活動を支援していきます。また、にぎわい交流館が「市民自治活動」の拠点として効果的に機能するように、指定管理者による柔軟な運営を行っていきます。【第3条再掲】

地域福祉課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成20年度～	・地域福祉フォーラム開催（～平成26年度）
平成23年度	・福祉コミュニティ意識調査実施
平成25年度	・わたしのまちの座談会開催
平成26年度～	・日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会開催
平成27年度	・にっしん幸せまちづくりプラン（第2次日進市地域福祉計画・第4次日進市地域福祉活動計画）策定 ・つどいの場形成事業実施 ・住民座談会開催
平成27年度～	・にっしん地域支え合い円卓会議開催
平成28年度	・第1層・第2層生活支援コーディネーターの設置 ・第1層協議体の設置 ・住民座談会開催
平成28年度～	・にっしん幸せまちづくりプラン進捗評価 ・つどいの場運営助成
平成29年度	・住民座談会開催
平成30年度	・生活支援体制整備事業説明会開催 ・第2層協議体の設置

3 現状と問題点

- 地域で人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して日常の困難課題の解決に向け地域でひとつになって、思いやり、助け合うことのできるまちづくりを目指し、取組を充実させてきました。
- 「つどいの場」は、身近な地域での交流のきっかけづくり、介護予防にもつながる健康づくり、助け合い・支え合いの顔の見える関係づくりなど、地域福祉機能を持つ高齢者の居場所として順調に数を増やしています。（H27：48か所→H28：55か所→H29：61か所→H30：65か所）
- 一部地域でまちづくり協議会が発足しましたが、全市的なシステムとしては実現に至っていません。
- 地域たすけあい会議の設置が実現しておらず、地域で活動する諸団体、福祉事業所、行政機関等、地域ネットワークや協働ネットワークなどによる重層化した支え合いの仕組みづくりを検討しなければなりません。

4 今後の方向性

- 平成31年度ににっしん幸せまちづくりプランの見直しを行い、市民の意識や地域の実状を反映していきます。
- 第2層生活支援コーディネーターを中心とした第2層協議体での議論に基づき、地域における支え合い・助け合いのしくみづくりを進めます。

日進市自治基本条例検証シート

第4条（自治の基本原則）第3号

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第4条</p> <p>市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。</p> <p>(3) 自立した自治体 日進市は、自立した自治体として、国及び愛知県との適切な役割分担により、民意のもとに自らの判断と責任において、市政を行います。</p>
解説	<p>この条例の目的である「市民主体の自治」を実現するために、本条例の全体に通じる基本的な原則を掲げています。</p> <p>地方分権が進む今、国や県との関係は以前のような上下関係ではありません。「自立した自治体」として、適切な役割分担と自らの判断と責任による市政運営が求められています。日本国憲法第92条の「地方自治の本旨」における団体自治の確立を表現しています。</p>

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
随時	・ 第 2 次～第 8 次地方分権一括法の施行及び県事務処理特例条例の改正に伴う対応
平成 3 0 年度	・ 尾三地区自治体間連携研修会「提案募集方式による地方分権改革について」の実施

3 現状と問題点

- 第 2 次～第 8 次地方分権一括法及び県事務処理特例条例についての情報収集及び権限移譲対象事務に係る調査等を継続して行うとともに、国及び県から市への事務の権限移譲を進めました。
- 現在、権限移譲事務数は 82 件に及び、自治体として主体的に行政経営する体制を強化しています。
- 未移譲事務の移譲の可否について、引き続き検討する必要があります。

4 今後の方向性

- 地方分権に関する事項について引き続き情報収集を行い、未移譲事務の移譲の検討も含めて、国県の動向等に応じ適切に対応していきます。
- 特に、提案募集方式の活用による地方分権改革の推進について調査研究を行っていきます。

日進市自治基本条例検証シート

第4条（自治の基本原則）第4号

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第4条 市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。 (4) 協働の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、協働して市民主体の自治を推進します。
解説	この条例の目的である「市民主体の自治」を実現するために、本条例の全体に通じる基本的な原則を掲げています。 「協働の原則」は、市民、市議会及び市の執行機関が、協働で「市民主体の自治」を推進することを表明しています。（「協働」の定義については、第3条を参照ください。）

市民協働課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

【第3条、第4条第1項第2号再掲】

時 期	内 容
平成20年度～	・NPO公募提案型委託事業募集（委託）の実施
平成21年度～	・NPO公募提案型（テーマ提示型）事業募集（委託）に変更（～平成29年度） ・日進市市民自治活動推進補助金募集 ・大学との連携協力協定締結を開始
平成23年度～	・にぎわい交流館指定管理制度による管理導入（指定期間3年間）
平成24年度	・市民参加及び市民自治活動条例施行
平成26年度～	・にぎわい交流館指定管理第2期開始（指定期間5年間） ・にしん市民活動祭開催（～平成27年度） ・提案型大学連携協働事業募集（委託）
平成27年度	・日進市市民自治活動推進補助金要綱改正
平成28年度～	・にしんわいわいフェスティバル開催 ・市長・区長座談会開催 ・市長と市民団体等との団体交流会開催
平成29年度～	・地域支援職員の配置（区長の補助等）
平成30年度～	・日進市ESD推進「課題解決型」企業等連携プロジェクト募集開始

3 現状と問題点

- 自治基本条例施行以降、自治活動推進補助金事業や提案型協働事業への参加などを通して市民との協働は進んでいます。
- 市の主導による協働が多く、協働による市民主体の自治には至っていない現状があります。

4 今後の方向性

- 市民主体の自治の実現、協働によるまちづくりを象徴するイベント「にしんわいわいフェスティバル」の市民活動団体による企画運営を通じて、団体間の連携や組織力の強化を図るほか、補助金事業や協働事業を通して市民自治の基盤となる活動団体の支援をさらに推進していきます。【第4条第2項再掲】
- 市民活動団体以外にも大学や企業との連携を通じて協働の機会をさらに充実させるとともに、市民の側から協働の機運が生まれるよう、意識啓発や活動支援を行っていきます。

日進市自治基本条例検証シート

第4条（自治の基本原則）第5号

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第4条</p> <p>市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。</p> <p>(5) 市民の信託による市政 日進市は、市民にとって最も身近な自治体として、市民からの信託をもとに市政を行います。</p>
解説	<p>この条例の目的である「市民主体の自治」を実現するために、本条例の全体に通じる基本的な原則を掲げています。</p> <p>「市民の信託による市政」は、日本国憲法において、国政が国民からの信託を根拠としているのと同じように、日進市においても、市政の根拠は市民からの信託にあることを明記しています。</p>

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成19年度	・日進市自治基本条例の制定、施行
平成19年度～	・自治推進委員会の開催【第1条、第2条再掲】
平成22年度	・議会基本条例制定
平成22年度	・市民参加及び市民自治活動条例制定
平成24年度	・住民投票条例制定
平成27年度	・個人情報保護条例制定

3 現状と問題点

- 国政が国民からの信託を受けてなされることが日本国憲法に明文化されているのと同様、本市においても、市民の信託による市政がなされることを自治基本条例の制定によって明文化しました。施行後、委任条例を着実に策定、施行することで、制度的にも条文の理念を充足させてきました。
- 市民が直接選挙によって選んだ市長及び議員が、市民の信託に応じて市政を行っています。
- 委任条例が制定された現在、「市民主体の自治」の推進に向けて、啓発を始めとする、市民の意識に働きかける取組の継続が必要と考えます。

4 今後の方向性

- 自治基本条例の認知度の向上及び理念の浸透を目指し、効果的な取組を行っていきます。

日進市自治基本条例検証シート

第4条（自治の基本原則）第6号

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第4条</p> <p>市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。</p> <p>(6) 男女共同参画の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、男女の平等を基本とし、共同参画のもとに市民主体の自治を推進します。</p>
解説	<p>この条例の目的である「市民主体の自治」を実現するために、本条例の全体に通じる基本的な原則を掲げています。</p> <p>「男女共同参画の原則」は、男女共同参画の考えをもとに「市民主体の自治」を推進することを表明しています。</p> <p>※「男女共同参画」とは</p> <p>男女は、社会の対等な構成員として自らの意思であらゆる活動に参画する機会が確保され、その利益を享受し、共に責任を担う、という考え方です。なお、日進市では、男女共同参画の基本となる男女平等を推進するため、「日進市男女平等推進条例（平成19年10月1日施行）」を制定しました。</p>

市民協働課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
施行前～	男女共同参画関連情報誌「は一もにっしん」の発行
平成19年度	男女平等に関する市民意識調査の実施
平成20年度	第2次男女平等推進プラン策定
平成20年度～	男女平等教育研究事業の実施（～平成29年度）
平成21年度～	ハーモニーフェスタの開催（平成28年度にわいわいフェスティバルへ統合）
平成26年度	男女平等に関する市民意識調査の実施
平成27年度	第2次男女平等推進プランの中間見直しの実施
平成27年度～	市内小学5年生に対し、トランスジェンダーに関する啓発パンフレットを配布
平成30年度～	人権・男女共同参画教育研究事業の実施

3 現状と問題点

- 第2次男女平等推進プランを基に男女平等・共同参画の啓発を実施し、個人レベルでは意識改革は進みつつあります。
（社会全体における男女の地位が平等であると考える人の割合
H21：6.8%→H30：18.9%）
- 一方で、社会や制度の変化が停滞している状況が見受けられます。
- 社会において、女性が抱える困難が見えにくく認識されていない状況があると考えられます。
- 多様な性について啓発するとともに理解促進が必要であり、更に当事者を支える社会の構築も重要となってきています。

4 今後の方向性

- 平成31年度に男女平等に関する市民意識調査を実施し、本市の現状を把握します。さらに平成32年度には、そのデータを基に本市の特性を活かした第3次男女共同参画プラン（男女平等推進プランから名称変更）を策定します。
- 継続して社会、地域等と連携し、男女平等・共同参画についての理解促進に努めます。
- 今後も市内小中学校と連携し「人権・男女共同参画研究事業」を実施し、小児期からの男女平等・共同参画教育を行います。
- 多様な性に関する理解の促進を目指し啓発を行います。

日進市自治基本条例検証シート

第4条（自治の基本原則）第7号

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第4条 市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。 (7) 情報共有の原則 市議会及び市の執行機関は、その保有する情報を積極的に公開し、市民と共有します。
解説	この条例の目的である「市民主体の自治」を実現するために、本条例の全体に通じる基本的な原則を掲げています。 「情報共有の原則」は、市政について市議会と市の執行機関の持っている情報を公開することが、市民参加や協働の前提として欠かせないものとして規定しています。

秘書広報課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成20年度	・地域座談会の実施
平成22年度～	・NHKの文字放送で、市イベント情報を放送
平成23年度～	・「声の広報」音声データを市ホームページで公開
平成25年度～	・ホームページのリニューアル実施 ・広報紙のスマホ閲覧アプリを提供開始 ・広報紙を月2回から月1回の発行へ変更 ・にしんテレビを市民会館エントランスホールで再生
平成26年度～	・尾三地区情報コーナーの設置（図書館） ・尾三だより（広報紙）の開始 ・市制20周年記念冊子・映像・暮らしの便利帳の制作 ・にしんテレビを市公用車中型バスで定期的に再生
平成27年度～	・市フェイスブック、市ツイッターの開設 ・にしんテレビを市政情報番組と位置付け、月1本から月2本の制作に
平成28年度～	・にしんテレビのYouTube配信を開始 ・市シティプロモーション映像の制作・公開 ・ホームページトップ画面のリニューアル
平成29年度～	・市長等と語る会を地縁型、テーマ型などの区分けにし、区長、市民団体等と面談して、提案を受ける形で実施 ・ホームページにてキッズページを公開 ・にしんテレビ15日号で健康をテーマにした番組を放送 ・プライムツリー赤池に市政情報コーナーを設置
平成30年度～	・ホームページ作成システムの全面リニューアル

3 現状と問題点

- 広報紙、市ホームページ、にしんテレビを主に市政情報を発信しています。
- 議会定例会ごとの定例記者会見、毎週の行事予定表送付などで報道機関に市事業やイベント情報の発信をし、新聞やテレビからの情報提供に努めています。
- 市フェイスブック、YouTubeを使い、インターネットを活用して情報を伝えていきます。
- にしんテレビでは、市の新しい取り組みや、各所属が発信したい事業を映像化して、わかりやすく市民に伝えていきます。
- 広報市民スタッフと毎月会議を開催し、広報に対する意見を伺い、市

民が求める情報の公開・共有化に努めています。

- 掲載スペースの制約が小さく、情報の受け手のアクセスが容易な、「インターネットでの情報提供」に、一層力を入れていく必要があります。
- 市の取り組んでいる新規事業、課題への対応など、市の実情を知ってもらう情報の提供をしていく必要があります。

4 今後の方向性

- 手続き、災害など「市が知らせなければならない情報」はわかりやすく確実に市民に知らせ、情報共有を図ります。
- 市が伝えるべき情報の内容、影響度、対象者などを考慮し、受け手に適した媒体を使って情報提供していきます。
- インターネットでの情報提供の要となる市ホームページでは、各課が発信する情報の格差を少なくし、情報の入手を容易にしていきます。

日進市自治基本条例検証シート

第5条（個人の尊厳）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第5条 市民は、年齢、性別、国籍その他社会的地位によるもの等いかなる差別も受けることなく、平等な個人として尊重されます。
解説	第5条（個人の尊厳）、第6条（平和的生存権）、第7条（環境権）は、自治の前提となる権利を規定しています。 「個人の尊厳」では、基本的人権の尊重について規定しています。

市民協働課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）【第 4 条（1）再掲】

時 期	内 容
施行前～	・ 人権相談、女性悩みごと相談
平成 17 年度～	・ 人権に関する市民向け講演会
平成 23 年度～	・ 人権擁護委員人権教室の小学校開催
平成 23 年度～	・ 人権講演会の中学校開催
平成 27 年度	・ 日進市人権連絡会の開催
平成 30 年度～	・ DV・性暴力被害相談 ・ 人権・男女共同参画教育研究事業

3 現状と問題点【第 4 条（1）再掲】

- 市内の小中学校と連携し、名古屋法務局主催の人権に関する作文コンテスト及び書道やポスター等の作品コンクールへ参加し、各校から多くの作品が応募されています。
- 小中学校で児童や生徒が理解しやすい「いじめ」についてなどの内容で人権講演会を実施しています。
- 小中学校で人権擁護委員による人権教室を実施し、「いじめ」や「SNS について」の講座を実施しています。
- 人権に関する市民向け講演会、人権擁護委員人権教室の小学校開催、人権講演会の中学校開催については、年度によって会場や対象校を変えながら継続して行っています。
- 人権擁護委員による「人権相談」を実施し、人権侵害に関する様々な案件に対し助言を行ってきました。しかし、人権問題として考えられる内容は幅広く、自分が抱える問題が人権問題なのかどうかの判断がしにくいいため被害者が相談窓口に繋がりにくい状況にあると思われま
- 性（男女平等・性の多様性）による差別が人権問題であるという認識が社会的に薄く、理解の促進が必要と思われま
- 本市の人権に関する活動の推進は、人権擁護委員の活動と一体的に取り組んでいますが、委員は法務大臣が委嘱する民間ボランティアのため、名古屋法務局・人権擁護委員名古屋協議会の業務が多忙になれば、本市域内での活動を縮小せざるをえない状況があります。

4 今後の方向性【第4条（1）再掲】

- 人権に関する市民向け講演会、人権擁護委員による人権教室の小学校開催、人権講演会の中学校開催を今後も行い、様々な人権問題をわかりやすく啓発し、意識改革を図ります。
- 小中学生への人権啓発の一環として、引き続き「人権・男女共同参画教育研究事業」を実施します。年間を通じて各校及び各地域に即した関連授業（事業）を実施することで、男女平等・共同参画について、小児期からの理解促進に努めます。

地域福祉課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成19年度	・ 日進市障害者基本計画の点検・評価
平成20年度	・ 第2次日進市障害者基本計画の策定
平成25年度	・ 第2次日進市障害者基本計画（後期計画）の策定
平成27年度	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する日進市職員対応要領の策定 ・ 障害者差別解消法研修会の実施
平成28年度～	・ 障害者差別解消法研修会・講演会の実施
平成30年度	・ 第3次日進市障害者基本計画の策定

3 現状と問題点

- 障害のある方への合理的配慮を行うために必要となる障害への理解や望まれる対応について講演会や研修、パンフレット、市広報を通じて周知啓発を行っています。
- 市民向け講演会の参加者が固定化される傾向にあります。

4 今後の方向性

- 障害者の自立と社会参加に向けて、障害に対する理解促進や合理的配慮について、継続して周知啓発を行っていきます。
- 講演会において当事者の声を聞く機会を設けていますが、今後は、当事者との交流や相互理解、気づきを得られる機会の創設を検討します。
- 障害福祉分野に限らず、地域共生社会の実現に向けた横断的な学びの場が必要であると考えます。

日進市自治基本条例検証シート

第6条（平和的生存権）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第6条 市民は、穏やかな暮らしのもと、平和で安全に生きる権利を持ちます。
解説	第5条（個人の尊厳）、第6条（平和的生存権）、第7条（環境権）は、自治の前提となる権利を規定しています。 「平和的生存権」では、福祉、保健衛生、防災、防犯、交通安全等、さまざまな分野の施策や活動によって、広く市民の生命、財産が守られることを規定しています。

危機管理課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成19年度	・河川水位監視システムの整備
平成20年度	・日進市災害時要援護者地域支援制度の開始
平成20年度～	・日進市防災会議の開催
平成21年度	・あいち防災セミナーの開催（県との共催）
平成22年度	・愛知県消防操法大会の開催（県との共催）
平成24年度～	・地域合同総合防災訓練の実施（～平成28年度）
平成25年度	・防災同報サイレンシステムの整備
平成26年度	・学区別子ども防災マップの作成
平成27年度	・太陽光発電システムの整備（災害対策本部用）
平成28年度～	・防災同報サイレン試験吹鳴の実施 ・地域防災研修の実施（若手職員向け）
平成29年度	・日進市業務継続計画の作成
平成29年度～	・緊急参集訓練の実施
平成30年度	・避難所開設・運営訓練の実施

3 現状と問題点

- 各自主防災組織が自発的・継続的に実施している防災訓練等を通じて、自助・共助の必要性・重要性といった防災思想の普及が行われており、現在市内に設立されている38の自主防災組織の内4団体がその功績を認められ、防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞しています。
- 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（愛知県作成）を基に必要最低限の備蓄を行っているほか、防災同報サイレン等の防災システムの整備を行う等公助としての備えを実施しています。
- 平成20年度から障害者や高齢者といった災害時の避難に支援が必要な方の避難行動を支援するための災害時要援護者地域支援制度を、平成24年度から平成28年度まで地域や関係機関と連携した地域合同総合防災訓練を各小学校区で、平成30年度からは、自助・共助・公助の力を合わせた、避難所開設・運営訓練を拠点避難所で実施しています。
- 職員向けとして、若手職員を対象に防災の知識・技術を学ぶための地域防災研修を実施しているほか、緊急参集訓練の実施や業務継続計画の作成等、危機管理体制の充実に向けた取組を実施しています。
- 市民意識調査における、「地震や風水害などの防災対策に関する満足度」では、調査当初と比較して満足度が上がっています（H20：20.1%→H30：24.0%）が、近年では下降傾向も見られます。

4 今後の方向性

- 引き続き、自主防災組織や関係機関等と連携し、自助・共助の必要性・重要性を市民に認識していただくため、防災に関する意識啓発を行っていきます。
- 市も災害時に公助の力を発揮できるよう危機管理体制の充実を図るほか、地域の自主防災組織の活動の支援を継続していきます。
- これらの活動を通じて、いつ起きるか分からない災害に備えていき、防災対策に関する満足度の向上を図っていきます。

生活安全課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成 2 0 年度	・日進市安全なまちづくり条例制定
平成 2 1 年度	・日進市安全なまちづくり推進会議設置要綱制定
平成 2 2 年度	・日進市防犯パトロール車の貸出しに関する要綱制定 ・日進市交通安全条例改正 ・日進市運転免許自主返納支援事業実施要綱制定
平成 2 3 年度	・尾張市町交通災害共済組合同規約改正
平成 2 4 年度	・日進市暴力団排除条例制定 ・防犯防災の年末夜警合同出発式 ・赤池駅前防犯カメラ設置
平成 2 5 年度	・防犯灯 LED 化
平成 2 6 年度	・日進市自転車等の放置防止に関する条例改正 ・日進市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則改正 ・赤池駅周辺の自転車駐輪場完全有料化 ・日進市防犯カメラ設置費補助金要綱制定 ・米野木駅前及び日進駅前防犯カメラ設置 ・日進市・長久手市の合同による防犯講座開催
平成 2 7 年度	・GIS システム防犯機能強化 ・主要幹線防犯カメラ設置調査 ・主要幹線防犯灯設置（岩作諸輪線米野木駅周辺） ・青パト講習会の市職員と自主防犯団体の合同開催 ・日進市児童・生徒用ヘルメット購入費助成事業実施要綱制定
平成 2 8 年度	・愛知淑徳大学と大学連携による防犯音声データ作成 ・名古屋学芸大学と大学連携による啓発品の作成

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要幹線防犯カメラ設置 ・ 市イベントにおける防犯活動団体の防犯啓発 ・ 市内立地企業との交通安全啓発活動強化
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青パトへのドライブレコーダーの設置（交通安全及び防犯のため）
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米野木駅周辺の自転車放置禁止区域の設定準備 ・ 自主防犯団体総会における市・警察の合同参加

3 現状と問題点

<p>【防犯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 22 年の日進市における刑法犯総数は 1, 497 件、平成 30 年の日進市における刑法犯総数は 445 件とおよそ 70% 減と著しく改善されました。 ● 刑法犯総数は減少していますが、特殊詐欺など新たな犯罪が発生しています。 ● 自主防犯団体は増加傾向ですが、構成員の高齢化が見られ、今後、団体の維持が困難な団体も見受けられます。 <p>【交通安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口 1 千人あたりの市内人身事故発生件数は良化傾向が見られます。（H21：7 件→H29：4.6 件） ● 交通安全に対する満足度は上昇していますが、30% 前半で推移しており、満足度が高いとはいえません。 ● 交通安全啓発活動を行う組織は高齢化が進んでいます。
--

4 今後の方向性

<p>【防犯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市と警察と市民が一体となって防犯啓発活動を進めます。 ● ハード面の対策として防犯灯と防犯カメラの設置を進めます。 ● ソフト面の対策としては、自主防犯団体・少年防犯活動推進委員会の活動を支援するために、研修などを行います。 <p>【交通安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全の面においても、引き続き市民及び警察と一体となって啓発活動を進めます。 ● 特に企業と連携した活動を強化していくことで、高齢化等により縮小している啓発活動を維持していきます。

日進市自治基本条例検証シート

第7条（環境権）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第7条 市民は、良好な環境の中で生きる権利を持ちます。
解説	第5条（個人の尊厳）、第6条（平和的生存権）、第7条（環境権）は、自治の前提となる権利を規定しています。 「環境権」には、自然環境だけでなく、生活環境も含めた広い意味での環境が含まれています。市民は、良好な環境の恵みにより、健康で、安全で、文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を将来に引き継ぐ責務があります。そこで、本条において環境に対する権利を規定するとともに、第11条（市民の役割と責務）において、その環境を次の世代に引き継ぐ役割と責務について規定しています。なお、環境分野における基本条例として、「日進市環境まちづくり基本条例」があります。

環境課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
施行前～	環境基本計画年次報告書の作成・公表
施行前～	環境まちづくり評価委員会の開催（環境基本計画の進捗管理、学識経験者 7 名、1～2 回開催／年）
施行前～（随時）	環境保全協定の締結（昭和 6 2 年開始、延べ 9 件）
平成 2 6 年度	環境基本計画中間改訂
施行前～	にしんエコフェスタ開催（～平成 2 7 年度）
平成 2 8 年度～	にしんわいわいフェスティバル開催
平成 2 9 年度	にしん E S D 推進基本方針策定

3 現状と問題点

【環境基本計画】

- 環境権に含まれる「環境」を実現するために、環境まちづくり基本条例に基づいた環境基本計画を策定し、創出・保全・普及啓発等各事業を推進しています。
- 環境基本計画に基づいた分野別計画の着手率は改善していますが（H22：49.88%→H29：98%）、「東部丘陵環境保全型公園の整備」や「ため池保全計画の策定」等、施設整備や計画策定に関する施策は多額の経費がかかるため進捗が芳しくありません。
- この状況については、諮問機関である環境まちづくり評価委員会からも、市の上位計画（総合計画）に主要事業として位置づけ、事業内容の改善等を図るべきと答申をいただいています。

【にしん E S D 推進基本方針】

※「E S D = 持続可能な開発のための教育」

- E S D については「持続可能な社会を実現するための人づくり」と捉え、平成 2 9 年度に基本方針を作成し、平成 3 0 年度から推進しています。
- 市民に対する人づくりとしては「生涯学習」という観点から教育委員会が、また、本市の事業に幅広く関係するという観点からは企画部局が関わるため、望ましい推進体制について検討が必要と考えています。

【環境保全協定】

- 環境保全協定については、市内で新たに大規模な工場等を建設する企業に対し、協定の締結を申し出た結果、昭和 6 2 年の締結をはじめ現時点で 8 件の締結に至っています。（締結件数 H19.4：3 件→H30.4：8 件。※H28 中に 1 社撤退）

- 締結に至らなかった企業も多くあるほか、締結から時間が経っているものもあるため、締結の基準、現行規定での再締結を含め検討する必要があります。

4 今後の方向性

【環境基本計画】

- 環境については、環境基本計画等に基づいた施策を、環境まちづくり評価委員会による進捗管理によって継続実施していきます。
- 現在進行している第6次総合計画の策定作業において、未着手の施設整備施策等に関する議論を進めていきます。

【にっしんESD推進基本方針】

- ESD推進については、当面は基本方針に従った単年度計画を元に推進していきます。
- 基本方針の見直し、中長期計画の策定など、社会情勢の変化に合わせたより効率的な推進方法を検討していきます。
- 国はESDを「SDGsを実現するための人づくり」と位置づけており、SDGsについても今後注視し、総合計画に位置づけて重要施策として取り組んでいく必要があると考えます。
※「SDGs＝持続可能な開発目標」国連が定めた世界共通の目標

【環境保全協定】

- 環境保全協定については、市民の生活環境に悪影響が出ないように、より多くの企業と締結するように努めていきます。